

導入しようとする 補助対象設備の区分	補助要件
その他基盤インフラ設備 (自営線、蓄熱設備、熱導管、 エネルギー・マネジメントシ ステム)	<p>(1) 補助対象事業で導入する太陽光発電設備、その他再生可能エネルギー発電設備、熱利 用設備のいずれかの付帯設備であること（地中化のための設備も補助対象とする。）。</p> <p>(2) エネルギー・マネジメントシステムについては、次のア又はイのいずれかを満たすこと。 ア 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源・ボ ンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分 析・評価できる機器であること。 イ システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器で あること。また、エネルギー・マネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御 に必要不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も補助対象に含む。</p>